

戸田市上下水道事業週休2日制工事実施要領

令和6年2月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたる公共工事の品質及びその担い手の確保を図るための取組として、戸田市上下水道事業が発注する週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所型 対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日 契約工期のうち、対象期間における全ての月で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日 契約工期のうち、対象期間において、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 対象期間 現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

エ 現場施工着手 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手することをいう。

オ 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日のことをいう。

カ 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、建築工事における分離

発注工事の場合は、各発注工事単位で閉所された状態をいうものとする。

キ 現場閉所日 対象期間のうち現場閉所を行う日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

ク 現場閉所率 現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

(2) 交替制 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日 契約工期のうち、対象期間における全ての月で4週8休（平均休日率28.5%）以上の平均休日を取得したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日 契約工期のうち、対象期間において、4週8休（平均休日率28.5%）以上の平均休日を取得したと認められる状態をいう。

ウ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

オ 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については現場施工着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

カ 休日率 対象期間内の休日日数を対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

キ 平均休日率 対象者の休日率の合計を対象者数で除することにより

算定する率をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事は、原則として全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 緊急で行う災害復旧工事及び応急工事等
- (2) 単価契約方式による工事
- (3) 対象期間が1か月未満の工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、現場閉所型及び交替制のいずれも実施が困難であると発注者が判断した工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、原則として現場閉所型とする。ただし、現場閉所型が困難な工事については、交替制とすることができます。

2 交替制として発注した場合において、受注者が現場閉所型を希望するときは、現場施工着手前に発注者と受注者が協議し、現場閉所型に変更ができるものとする。同様に現場閉所型として発注した場合において、受注者が交替制を希望するときは、現場施工着手前に発注者と受注者が協議し、交替制に変更ができるものとする。

3 週休2日制工事の入札の執行に当たっては、入札公告又は指名通知書に週休2日制工事の対象であること及び発注方式を明示するほか、別紙1に定める特記仕様書を設計図書に追加するものとする。

(経費の補正)

第5条 週休2日制工事は、別表1又は別表2に掲げる経費に月単位の週休2日に係る補正係数を乗じ、工事費を積算して設計額を作成する。

2 発注者は、現場完成後に現場閉所率又は平均休日率の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、別表1又は別表2に掲げる補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した契約変更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 受注者は、現場施工着手前に週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出するものとする。

2 現場閉所型の対象期間中における事務手続については、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、現場閉所を行う場合は、監督員に事前に電子メール等により現場閉所を行う旨を連絡するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 施工計画書に記載した法定休日又は所定休日の場合

イ 会議等により監督員が事前に把握している場合

ウ 戸田市の休日を定める条例（平成3年条例第17号）に定める市の休日

(2) 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。

(3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

3 交替制の対象期間中における事務手続きについては、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（第2号様式）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

(2) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成後における事務手続については、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、現場完成後速やかに、現場閉所型においては「休日取得実績報告書（第1号様式）」を、交替制においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（第2号様式）」及び「休日確保実績報告書（第3号様式）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

(2) 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じて、前条第2項の規定に基づく契約変更を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、契約変更の手続きに要する期間を取れないおそれがある場合は、発注者と受注者の協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行う。

（適正な工期の確保）

第7条 発注者は、週休2日の実施を考慮して、適切な工期を設定するものとする。また、前条第3項第2号の契約変更に係る手続に要する期間についても、同様に考慮するものとする。

2 週休 2 日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工程の条件に変更が生じたとき。
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。
- (3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途協議するものとする。

2 事務の参考に、別紙 2 「週休 2 日制工事全体図」及び別紙 3 「週休 2 日制工事事務フロー」を添付する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による、改正後の戸田市上下水道事業週休 2 日制工事実施要領の規定は、施行日以後の単価を使用して積算する工事について適用し、施行日前の単価を使用して積算する工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知した工事及び契約済みの工事においても、発注者と受注者の協議により適用することができるものとする。

別表1（第5条関係）

現場閉所型の補正係数（土木積算体系を用いた工事）

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1. 04	1. 02
機械経費（賃料）	1. 02	1. 02
共通仮設費率	1. 03	1. 02
現場管理費率	1. 05	1. 03

交替制の補正係数（土木積算体系を用いた工事）

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1. 04	1. 02
現場管理費率	1. 03	1. 01

- ※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。
- ※ 労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別表2（第5条関係）

現場閉所型及び交替制の補正係数（建築積算体系を用いた工事）

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1. 04	1. 02

※ 設計額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正する。

別紙1（戸田市上下水道事業週休2日制工事実施要領第4条関係）

週休2日制工事に係る特記仕様書

- 1 本工事は週休2日制工事（現場閉所型・交替制）の対象工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、戸田市上下水道事業週休2日制工事実施要領の定めによる。なお、要領は戸田市水安全部総務課のホームページから確認すること。

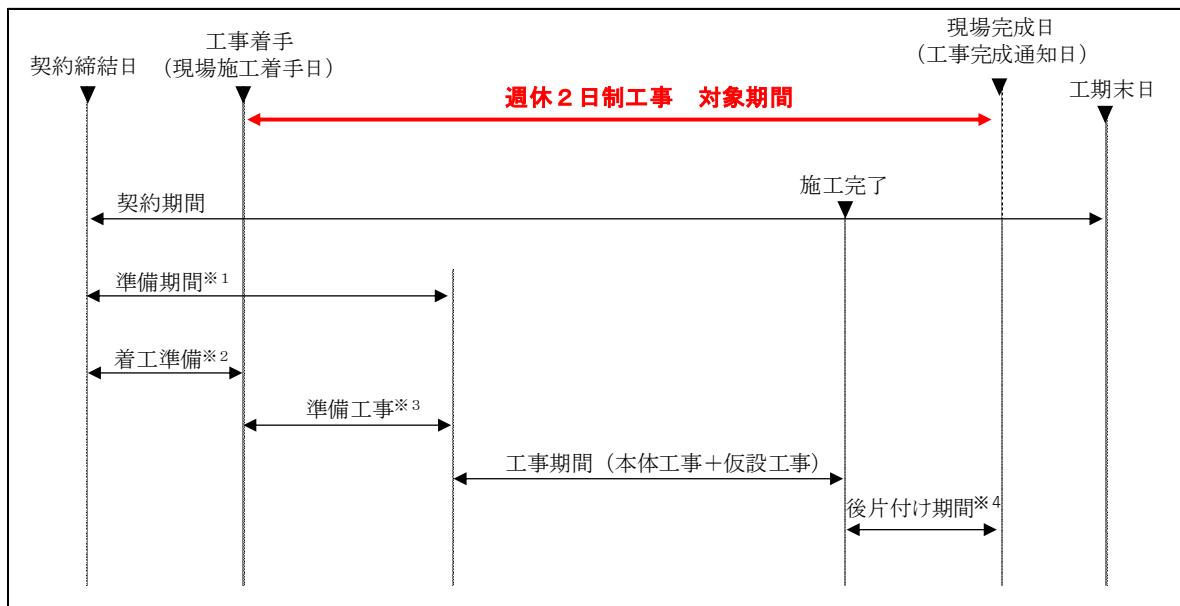
戸田市水安全部総務課ホームページ

[https://www.city.toda.saitama.jp/・・・・・・](https://www.city.toda.saitama.jp/) ※

※ 要領を掲載しているホームページアドレスを記入すること。

別紙 2

週休 2 日制工事全体図



*1 準備期間 労務、資機材の調達、調査、測量、現場事務所の設置等の期間

*2 着工準備 労務、資機材の調達等

*3 準備工事 本体工事の前に実施する調査、測量、現場事務所の設置等

*4 後片付け期間 施工完了後に実施する現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の期間

別紙3

週休2日制工事事務フロー

対象工事の選定

対象外工事

- 緊急で行う災害復旧工事及び応急工事等
- 単価契約方式による工事
- 対象期間が1か月未満の工事
- 前各号に掲げるもののほか、現場閉所型及び交替制のいずれも実施が困難と発注者(所管課)が判断した工事

該当しない  いざれかに該当する  経費を補正せず設計・発注
かつ対象工事に選定

工事設計

次の経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計する

《土木工事》月単位(現場閉所)

労務費1.04 機械経費(賃料)1.02 共通仮設費率1.03 現場管理費率1.05

《土木工事》月単位(交替制)

労務費1.04 現場管理費率1.03

《建築工事》月単位(現場閉所・交替制)

労務費1.04

発注(入札執行)

- ①入札公告(指名通知書)に週休2日制工事の対象であること及び発注方式を記載(水全部総務課)
- ②別紙1「週休2日制工事に係る特記仕様書」を設計図書に追加(水全部総務課)

契約締結

※別紙1の特記仕様書と一緒に綴じ込む

現場施工着手から現場完成(後片付け等の期間を含む)まで

I 現場施工着手前

II 対象期間中

III 現場完成後

施工計画書・工程表の提出

現場閉所を行う場合は、その旨を電子メール等、後に確認できる方法で連絡する。
交替制を行う場合は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリスト(第2号様式)及び作業日報、出勤簿等を提出する。

現場閉所型は休日取得実績報告書(第1号様式)を、交替制は最終月の休日確保状況チェックリスト(第2号様式)、休日確保実績報告書(第3号様式)及び作業日報、出勤簿等を提出する。

月単位の週休2日達成

月単位の週休2日未達成

通期の週休2日の補正係数にする契約変更を行う。

(月単位・通期いずれも未達成の場合は補正係数を除した契約変更)

《土木工事》通期(現場閉所)

労務費1.02 機械経費(賃料)1.02 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03

《土木工事》通期(交替制)

労務費1.02 現場管理費率1.01

《建築工事》通期(現場閉所・交替制)

労務費1.02

完成検査